

高齢者等を消費者被害から守るために

～地域見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設置に向けて～

高齢者等の消費生活相談は、契約当事者本人からの相談は少なく、本人以外からの相談、例えば家族や福祉関係者等、高齢者等を周りで見守る方からの相談が多いという特徴があります。

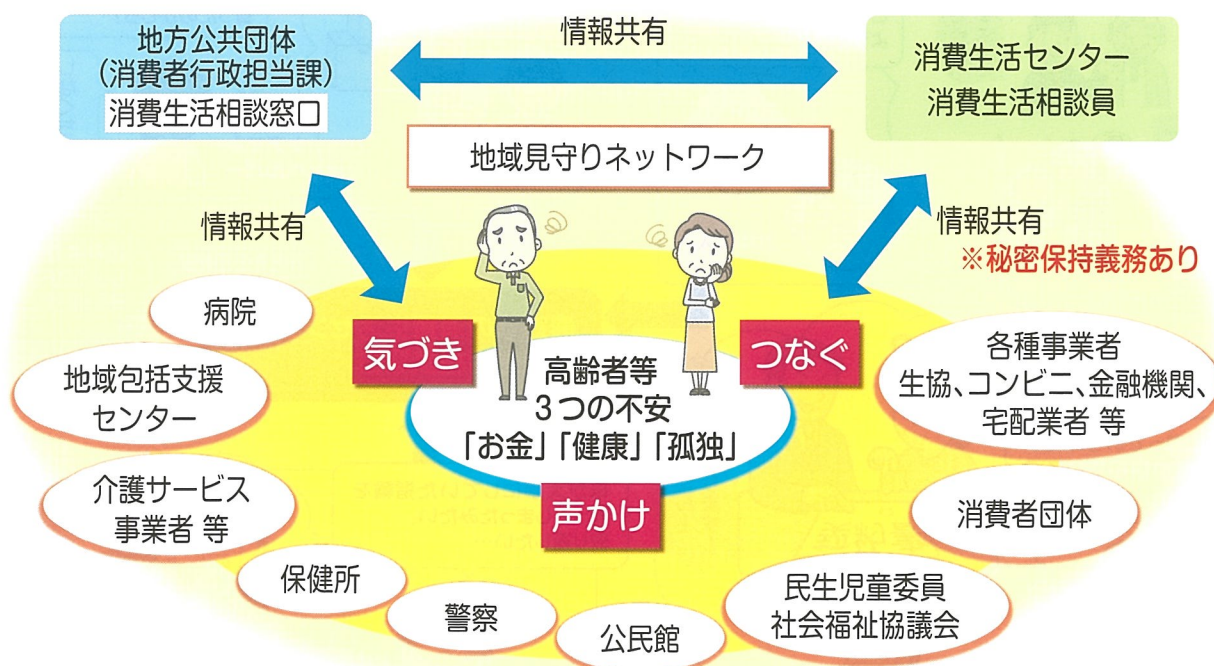
その理由は、トラブルに遭っているという認識自体が低いことや、自ら声を上げてSOS発信することが難しいこと等が考えられます。つまり、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止には、家族や知人、地域といった**周囲の方々の「見守り」と「気づき」**が大切です。



また、**確実に最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口につなぐ**ことも重要なポイントです。

周囲の方々が見守り、異変を感じた場合は、消費生活センター・消費者相談窓口、警察等の関係機関につなげる仕組み ―――― それが、「**地域見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)**」です。

<地域見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)のイメージ>



※地域の実情に応じた構成メンバー

地域見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)は、新たに組織を立ち上げる以外に、**既存の福祉のネットワーク等**に消費生活センターや消費者団体等の関係者を追加することで構築することができます。

お問合せ先：山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-3101 FAX023-625-8186

地域見守りネットワークとは…

①設置主体

消費者安全法の改正により、地方公共団体が設置主体となり、関係機関や地域の関係者等を構成員とする「地域見守りネットワーク」を設置できるようになりました。

②構成員

構成員は、地域の実情や取組内容等に応じ柔軟に決定できます。

構成員は、高齢者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を日常の活動の中でさりげなく見守り、異変を感じたり、変わった様子を発見した場合は声をかけ、ご家族や関係機関につなげます（構成員には秘密保持義務が発生します）。

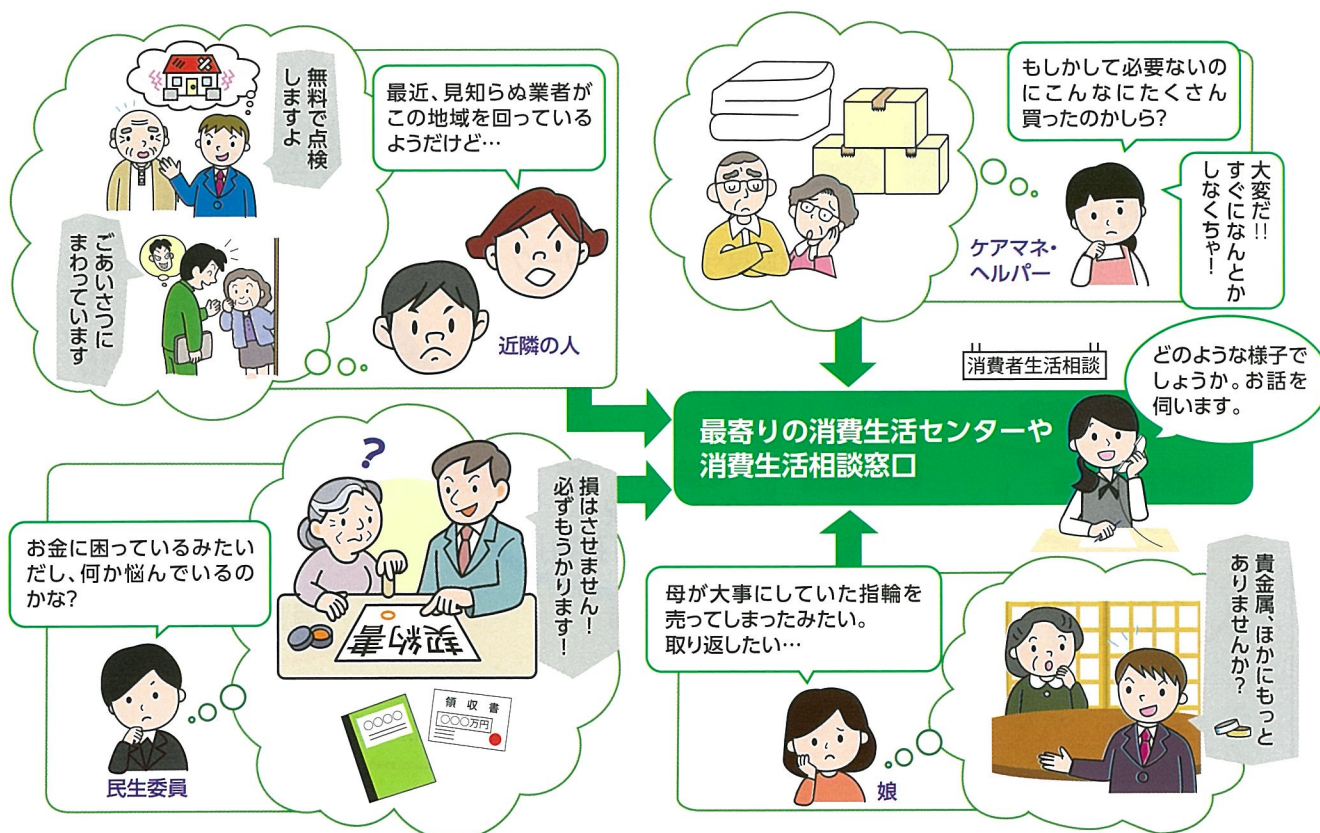
③地域見守りネットワークの意義、メリット

消費者安全法に基づく地域見守りネットワークの構成員間では、必ずしも本人同意がなくても見守り等の対象者に関する必要な個人情報を提供できます（個人情報保護の観点から、可能な限り本人同意を得るなど情報の取扱いには十分に注意を払う必要があります）。

また、構成員が互いに「顔を知った関係」になることで、消費者被害を発見した場合、円滑に相談機関等へつなげることができます。

まわりの方々の見守りが消費者トラブルの防止につながる仕組み…

…それが「**地域見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)**」です！



「おかしいな…」「困ったな…」
と思ったら……
一人で悩まず、まず相談！

消費者ホットライン

いやや!

188

お住いの地域の最寄りの消費生活センター
または消費生活相談窓口につながります。



山形県消費生活センターキャラクター
ケロちゃん

相談して
ケロ!

局番なしの
いやや!
188ケロ!